

補助金申請に係る確認書などの発行依頼について
(令和6年2月26日現在)

(1) 小規模事業者持続化補助金

| | |
|------|--|
| 発行書類 | 事業支援計画書（様式4） |
| 発行対象 | 会員事業所及び宗像市内に所在地を有する事業者 |
| 発行依頼 | 申請受付締切日の7日前まで |
| 発行条件 | <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者自らが完成した申請書及び必要書類（希望する枠や加点等に応じて必要）を商工会に持参の上、発行を依頼してください。 ● 電子申請の場合 (1)電子申請システムに入力したものをご提出ください。 (2)電子申請時に事業支援計画書（様式4）発行依頼が必要となります。 ● 第三者等に申請書を作成依頼した場合においても、社外の代理人からの持込は不可とします。 ● 上記期限までにご依頼をいただいた場合でも、申請書、必要書類に不備、不足がある場合には受付ができませんので、予めご了承ください。 |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none"> ● 商工会では、事業計画の作成代行、代理申請、実績報告書の代行等は行っておりません。 ● 申請内容等の確認のために、事業支援計画書（様式4）発行には一定の日数を要します。締切直前であっても当日の発行はできませんので、余裕を持って発行を依頼してください。 ● 本補助金は、小規模事業者自身が、経営計画等の作成時や採択後の補助事業実施の際に、商工会の支援を受けながら取り組むものです。必ず事前に公募要領等をお目通しください。 ● 本補助金は、原則、電子での申請となります。あらかじめGビズIDアカウントの取得手続きを行ってください。 ● 補助金採択の如何については、当会は責任を負いかねますので、予めご了承ください。 |

(2) 経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金

| | |
|-----|---|
| 概要 | 持続的な賃上げに取り組むため、経営革新計画の承認を受けて、経営革新計画の実現に向けて取り組む福岡県内の中小企業者の方を対象に、経営革新計画に基づく事業に必要な経費の一部について補助。 |
| 対象 | <ul style="list-style-type: none"> ● 会員事業所及び宗像市内に所在地を有する事業者 ● 「経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金」の申請は、経営革新計画を新たに作成される方、令和5年6月21日以降に福岡県による経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けている方。 ● 補助対象期間最終月の12ヶ月前から補助事業終了時までに事業場内最低賃金を引き上げる者。 |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本補助金は、経営革新計画の承認が必須となります。 ● 経営革新計画の作成→申請→承認。その後、補助金申請となります。申請期限にご注意のうえ、お時間に余裕を持ってご準備ください。（予算の上限に達した際には、申請受付終了） ● 経営革新計画の申請は策定指導員との面談が必須となります。 ● 経営革新計画の承認は、補助金交付を保証するものではありません。補助金の審査において、申請内容が不適切と認められた場合は交付を受けられないことがあります。 ● 補助金採択の如何については、当会は責任を負いかねますので、予めご了承ください。 |

(3) 事業再構築補助金

| | |
|-----------------|--|
| 発行書類 | 「中小企業等事業再構築促進事業」に係る認定経営革新等支援機関による確認書（様式 1-1） |
| 発行対象 | 申請補助金額が 3,000 万円以下の会員事業所 |
| 発行依頼 | 申請受付締切日の 7 日前まで |
| 発行条件 | <ul style="list-style-type: none">● 申請者自らが完成した申請書及び必要書類を商工会に持参の上、発行を依頼してください。● 第三者等に申請書を作成依頼した場合においても、代理での持込は不可とします。● 上記期限までにご依頼をいただいた場合でも、事業計画書ほか申請書の記入が不十分な場合や書類に不備がある場合などは受付ができませんので、予めご了承ください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">● 商工会では事業計画の作成代行、代理申請、実績報告書の代行等はありません。● 本補助金は、原則、電子での申請となります。あらかじめ G ビズ ID プライムアカウントの取得手続きを行ってください。● 補助金採択の如何については、当会は責任を負いかねますので、予めご了承ください。 |
| その他の認定経営革新等支援機関 | <ul style="list-style-type: none">● 顧問税理士や取引金融機関が認定支援機関となっている場合がございます。（認定経営革新等支援機関検索システムで検索することができます）● 認定経営革新等支援機関であっても、確認書発行に対応していない場合がございます。● 確認書発行にあたっては費用が発生する場合がありますので、各支援機関にご確認ください。 |

※補助金公募等は申請時期や情報の更新によって、内容が異なる可能性があるため、詳細に関しては必ず公式ページをご確認ください。

◆中小企業診断士による経営相談窓口のご案内◆

- 現在、商工会では、補助金申請に必要な事業計画策定に関する相談は中小企業診断士による相談窓口を完全予約制で、開設しています。（会員事業所：複数回相談可、非会員事業所：1 回のみ相談可）
- 相談枠には限りがあるため、ご希望の日時にご相談対応ができない場合もありますので、予めご了承ください。
- 中小企業診断士による経営相談窓口は補助金採択を保証するものではありません。
- 補助金申請に必要な事業計画書作成は申請事業者自らが作成することが前提となっております。